

## 和泉市スポーツ振興奨励費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ振興奨励事業の一環として、国際及び国内のスポーツ大会に出場する市民及び団体に対して、スポーツ振興奨励費（以下、「奨励費」という。）を交付することにより、市民のスポーツ活動の奨励を図り、もって本市の社会体育の振興に資することを目的とする。

### (対象となる大会)

第2条 奨励費の対象となる大会は、原則として、予選、記録会若しくは選考会を経た大会、公式大会等における標準記録を超えて出場資格を得た大会又は府等の推薦で出場資格を得た大会で、次に掲げる大会とする。

(1) 数か国以上の参加をもって開催され、国、地方公共団体（都道府県）財団法人日本体育協会、同協会加盟団体若しくはこれらに準ずる団体が主催、共催若しくは後援する国際大会又は国民体育大会、全日本若しくは全国の呼称の大会、又は近畿大会及びこれらに準ずる各種大会。

(2) 市長が特に認めた大会

### (交付の対象)

第3条 奨励費は、大会等の開催当日に本市に住所を有する者及び本市に住所を有する者が所属する団体で、前条に規定する大会に出場した選手に交付する。ただし、当該大会等の出場に当たり、本市における同趣旨の制度により金銭等の交付を受ける場合は、交付の対象外とする。

### (奨励費の額)

第4条 奨励費の額は、次のとおりとする。

大会の規模 対象区分	オリンピック・ パラリンピック	国際大会	全国大会 国民体育大会	近畿大会
個人	100,000 円	50,000 円	20,000 円	5,000 円
団体	人数×100,000 円（上限 1,000,000 円）	人数×50,000 円 （上限 500,000 円）	人数×20,000 円 （上限 200,000 円）	人数×5,000 円 （上限 50,000 円）

2 各大会の優勝者には前項に加え次の額を交付する。

大会の規模 対象区分	オリンピック・ パラリンピック	国際大会	全国大会 国民体育大会	近畿大会
個人	100,000 円	50,000 円	30,000 円	5,000 円
団体	人数×100,000 円（上限 1,000,000 円）	人数×50,000 円 （上限 500,000 円）	人数×30,000 円 （上限 300,000 円）	人数×5,000 円 （上限 50,000 円）

3 奨励費の交付は、同一年度内において、1個人又は1団体の1競技につき、1回限り行うものとする。

4 前項の同一年度とは、その年の4月1日から翌年の3月31日までとし、大会が2年度にわたる場合は、その大会の終了する最終日の属する年度とする。

(交付の申請)

第5条 奨励費の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、奨励費交付申請書(様式第1号)並びに大会要項、冊子、(出場者名簿・組合せ表)、予選の成績、推薦書、団体の規約・役員名簿、大会結果表その他参考資料等、第2条の内容を証明できる資料を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は原則、交付の対象となる大会の最終日の属する年度内に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、奨励費の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められる場合は、奨励費交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査において不適正と認められる場合は、奨励費交付不決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第7条 前条の奨励費交付決定通知を受けたものは、奨励費交付請求書(様式第3号)により市長に奨励費の交付を請求することができる。

2 市長は、前条の規定により奨励費の交付の請求を受けたときは、速やかに交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費交付決定取消通知書(様式第5号)により当該決定を取り消すことができる。

(1) 大会等への参加に関して不正その他不適切な行為をしたとき。

(2) 前条に掲げる手続を行わなかったとき。

(3) 虚偽の申請が発覚したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、奨励費を交付することが適当でないと認めたとき。

(奨励費の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励費を交付しているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

附則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成19年4月19日から施行する。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施工期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月25日から令和5年3月31日の間に終了する大会の出場に係る第5条第2項の適用については、同項中「大会の属する年度内」とあるのは、「大会の属する年度又は大会の属する年度の翌年度」と読み替えるものとする。